

案件

枚方市地域福祉計画（第5期）の策定について

健康福祉政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

少子高齢化の進行や、情報化の進展などの社会情勢やライフスタイルの変容などから様々な地域生活課題が浮上する中、誰もがいつまでも安心して自分らしく健やかに暮らせる「地域づくり」を目指し、地域における保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などについて、サービスの利用者である住民の立場にたち、総合的、計画的、横断的に推進するために策定している「枚方市地域福祉計画（第4期）」が令和6年度末に終期を迎えることから、次期計画の策定を行うものです。

2. 内容

(1) 地域福祉を取り巻く状況の変化

①人口・世帯構造の変化

単独・高齢世帯の増加により、家庭・地域の相互扶助機能、地域のコミュニティ機能の希薄化

②雇用情勢などの影響

生活保護率・生活困窮者の相談が増加傾向

③大規模災害の発生

大規模な地震や台風に備え、災害時に対応できる平常時の地域福祉の取組みの検討等が必要

④パンデミックによる社会環境の変化

パンデミックによる社会環境の変化に合わせた新たな取組みの検討等が必要

(※「大阪府地域福祉支援計画」骨子案より)

(2) 計画の趣旨

地域福祉を取り巻く状況の変化や第4期計画期間中の取組み実績等を踏まえ、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進する内容とするとともに、以下の項目について新たに計画に包含し、更なる地域福祉の充実を図ります。

①重層的支援体制整備事業計画

社会的な孤立・孤独や8050問題など、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を深化・推進し、重層的支援体制整備の更なる充実を図るため、記載の関連項目について、社会福祉法第106条の5における「重層的支援体制整備事業計画」の位置付けとし、本計画に包含します。

②新しい地域拠点

デジタル技術を積極的に活用し、本庁舎との連携強化を進めることにより、福祉関係の相談などを含めた様々な手続きに対応できる窓口機能を有した「新しい地域拠点」についての基本的な考え方を検討・整理のうえ、本計画に反映します。

③成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障害等により、財産管理や日常生活等への支援が必要な方の権利擁護をさらに推進するため、令和6年度末に終期を迎える、成年後見制度利用促進法第14条第1項における「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を、本計画に包含します。

④再犯防止計画

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援を推進、啓発をすることは、誰一人取り残さない社会の実現にむけたまちづくりの推進につながることから、再犯防止推進法第8条第1項における「再犯防止計画」を、本計画に包含します。

(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

(4) 市民アンケートの実施

第4期計画期間中における、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変化（人と人とのつながりの希薄化、失業など経済的課題、ICT化）への対応状況、生活上の課題や地域活動についてなどを把握し、第5期計画の基礎資料とするため、市民アンケートを実施します。

調査対象 本市在住の18歳以上の方 3,000人（住民基本台帳による無作為抽出）

配布方法 郵送

回収方法 郵送もしくはLogoフォーム

調査期間 令和6年1月18日～1月31日（予定）

3. 調査審議

枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会に諮問（社会福祉法第11条第2項に基づき設置）

4. 実施時期等

- 令和5年11月 枚方市社会福祉審議会へ諮問（以降地域福祉専門分科会を5回程度開催）
市民福祉委員協議会へ計画策定の説明
- 令和6年1月 市民向けアンケート実施
- 11月 市民福祉委員協議会へ計画素案の説明
- 12月 計画素案について市民意見聴取の実施
- 令和7年1月 枚方市社会福祉審議会より答申
- 2月 市民福祉委員協議会へ計画（案）の報告
- 3月 枚方市地域福祉計画の策定

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標2 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標6 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち



6. 関係法令・条例等

関係法令
社会福祉法
成年後見制度利用促進法
再犯防止推進法
孤独・孤立対策推進法
認知症基本法 など

7. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

令和5年度 1,638 千円

(支出内訳) 計画策定に係る委託料 (契約済) 1,467 千円

① 計画策定にかかる補助と記述的助言

② 市民アンケートの実施等 (3000 人程度)

③ 地域福祉専門分科会に係る委員報酬 171 千円 (9,500 円×9 人×2 回)

令和6年度

3,310 千円

(支出内訳)	①計画策定に係る委託料（契約済）	2,405 千円（令和5年度債務負担済）
	②音訳・点訳委託料	525 千円（令和5年度債務負担済）
	③地域福祉専門分科会に係る委員報酬	380 千円（令和6年度当初予算計上予定）

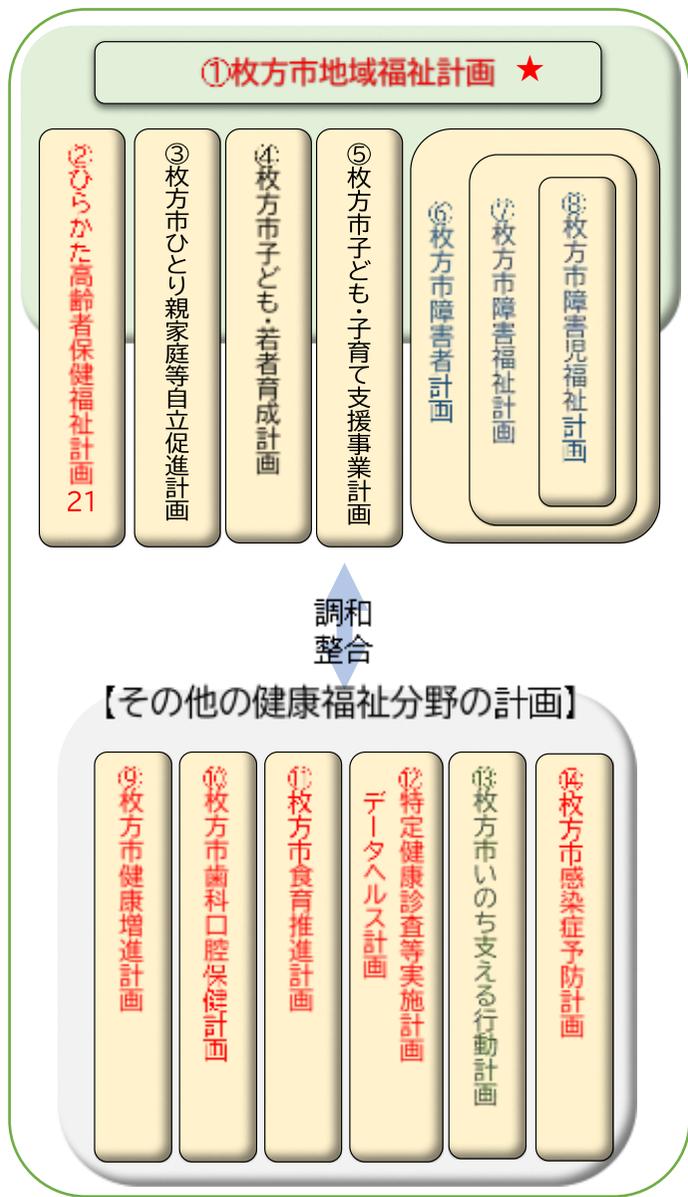
《財 源》 一般財源

8. その他

参考資料1 地域福祉計画と健康に関する他計画との関連図

参考資料2 枚方市地域福祉についての市民アンケート(案)

福祉と健康に関する計画の関係について



	計画名 (所管課)	計画期間		根拠法	目的・内容
		現行	次期		
①	枚方市地域福祉計画 (健康福祉政策課)	R2～R6 (5年間)	R7～R11 (5年間)	社会福祉法	社会福祉分野の上位計画として福祉の各分野における共通事項を横断的に定める地域福祉の推進に関する計画
②	ひらかた高齢者保健福祉計画21 (長寿・介護保険課)	R3～R5 (3年間)	R6～R8 (3年間)	老人福祉法 介護保険法	介護保険制度の円滑な運営と高齢者が自分らしく暮らせるまちづくりを目的とした計画
③	枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 (子ども青少年政策課)	R3～R7 (5年間)	—	母子父子寡婦福祉法	ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・寡婦)の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画
④	枚方市子ども・若者育成計画 (子ども青少年政策課)	R5～R9 (5年間)	—	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画
⑤	枚方市子ども・子育て支援事業計画 (子ども青少年政策課)	R2～R6 (5年間)	—	子ども子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
⑥	枚方市障害者計画 (障害企画課)	R3～R8(6年間) R5年度で中間見直し		障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	障害福祉サービスやまちづくりなど障害者(児)に関わる様々な施策を総合的、体系的に示した計画
⑦	枚方市障害福祉計画 (障害企画課)	R3～R5 (3年間)	R6～R8 (3年間)		
⑧	枚方市障害児福祉計画 (障害企画課)	R3～R5 (3年間)			
⑨	枚方市健康増進計画 (健康づくり・介護予防課)	H26～R5 (10年間)	R6～R17 (12年間)	健康増進法	健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画
⑩	枚方市歯科口腔保健計画 (健康づくり・介護予防課)	H28～R5 (8年間)		歯科口腔保健法	歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画
⑪	枚方市食育推進計画 (健康づくり・介護予防課)	H30～R5 (6年間)		食育基本法	食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るための計画
⑫	特定健康診査等実施計画 データヘルス計画 (健康づくり・介護予防課)	H30～R5 (6年間)	R6～R11 (3年間)	高齢者医療確保法	特定健康診査・特定保健指導の実施内容や目標及び生活習慣病予防等に係る保健事業の実施内容を定めるための計画
⑬	枚方市いのち支える行動計画 (保健医療課)	R1～R5 (5年間)	R6～R10 (5年間)	自殺対策基本法	自殺対策に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画
⑭	枚方市感染症予防計画 (健康福祉政策課)	—	新規	感染症法	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画

★ 次期計画は、現行の「成年後見制度利用促進基本計画」に加え、新たに策定する「重層的支援体制整備事業計画」及び「再犯防止推進計画」を包含した計画とします。

※ 記載の計画は健康福祉部が策定する計画と関連する主な計画を掲載

枚方市「地域福祉」に関する市民アンケート調査

～ ご協力のお願～

市民のみなさまには、日頃より市政に関してご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、みんなにやさしいまちづくりを目指し、令和2年（2020年）に「枚方市地域福祉計画（第4期）」を策定しました。このたび、その計画期間が令和6年度末で終了することから、令和7年（2025年）を開始年度とする第5期計画の策定に取り組んでいます。

このアンケート調査は、生活上の課題や地域での活動についてなど、地域福祉に関する市民のみなさまの意識や現状についての声をお聞かせいただき、次期計画の基礎資料とすることを目的に実施するものです。

この調査は、18歳以上（令和5年11月1日時点）の市民の中から無作為に3,000人の方を選んでお送りしています。調査は無記名で行うもので、ご回答いただいた内容はすべて統計処理されますので、回答者個人が特定されることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年（2024年）1月 枚方市

<ご回答にあたってのお願い>

- 宛名のご本人による回答をお願いいたします。ご本人が回答いただくことが難しい場合は、ご家族の方などがご本人に代わって回答されたり、ご一緒に回答されても構いません。
- 調査票や返信用封筒には、お名前の記載は一切必要ありません。
- 視覚障害への対応が必要な場合は、健康福祉政策課までお問い合わせください。
- 令和6年1月1日現在の状況でお答えください。
- 回答は、回答欄の番号に○印を、また、（ ）内には具体的にお書きください。
- 選んでいただく○の数は質問文に書いていますので、その通りにご回答ください。
- 同封の返信用封筒（切手貼付不要）に入れて、**1月31日（水）までに** お近くの郵便ポストにご投函ください。

<スマートフォンやパソコンからのご回答方法>

右のQRコードまたはURLからアンケート専用サイトに入り、回答いただくことができます。

QRコードからご回答いただいた場合は、返信用封筒での返信は必要ありませんので、封筒とアンケート用紙は廃棄してください。

QRコード

<https://>



枚方市 ひこぼしくん

アンケートへのご協力をお願いいたします!

【お問い合わせ先】

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課
 電話（072）841-1319（直通）
 FAX（072）841-2470
 メール kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」「助けあい」を大切にし、すべての人々が安心して幸せに暮らせる差別や排除のない地域社会をつくり、それを持続させていくことです（「枚方市地域福祉計画（第4期）」より抜粋）。

1. あなたご自身（宛名ご本人）のことについてお聞きします。

問1 あなたの性別について（○は1つ）

1. 女性 2. 男性 3. 回答しない 4. 男性、女性では答えられない

問2 あなたの年齢について（○は1つ）

1. 18～29歳 3. 40～49歳 5. 60～69歳 7. 80歳以上
2. 30～39歳 4. 50～59歳 6. 70～79歳

問3 現在のあなたの職業について（○は1つ）

1. 自営業（農業を含む） 5. 家事専業
2. 正社員・フルタイム勤務 6. 無職（学生、家事専業を除く）・求職中
3. パートタイム勤務・アルバイト 7. その他（ ）
4. 学生

問4 現在同居されている家族構成について（○は1つ）

1. ひとり暮らし 3. 二世帯世帯（例：親と子 など） 5. その他
2. 夫婦のみ 4. 三世帯世帯（例：祖父母と親と子 など） （ ）

問5 同居家族の中に、次のような方はいますか。（○はいくつでも）

1. 就学前の子ども 5. 要介護・要支援認定を受けている方
2. 小学生、中学生 6. 障害がある方
3. 高校生以上の学生 7. いずれもない（1～6にあてはまる人はいない）
4. 65歳以上の方 8. その他（ ）

問6 あなたは枚方市内のどちらにお住まいですか。（町名をご記入ください）

〔記入例〕（大垣内町）、（香里ヶ丘）

問7 現在のお住まいについて、どれに当てはまりますか。（○は1つ）

1. 持ち家（一戸建て） 3. 借家（一戸建て） 5. 公的住宅（市営・府営）
2. 持ち家（分譲マンション） 4. 借家（賃貸マンション） 6. その他（ ）

問8 現在のお住まいに住んで何年になりますか。（○は1つ）

1. 1年未満 2. 1～2年 3. 3～5年 4. 6～10年 5. 11～20年 6. 21年以上

問9 あなたの世帯の自治会への加入状況について、どれに当てはまりますか。（○は1つ）

1. 加入している 4. 加入しているかどうかわからない
2. 以前加入していたが、今は加入していない 5. 自治会がない
3. 加入したことはない

2. お住まいの地域での生活について

問10 あなたはふだん、近所の方との程度おつきあいをしていますか。(〇は1つ)

1. 困ったときに助け合える人がいる	4. あいさつをする程度の人がある
2. お互いに訪問し合う程度の人がある	5. 近所づきあいはほとんどない
3. 立ち話をする程度の人がある	

問10で「4.あいさつをする程度の人がある」「5.近所づきあいはほとんどない」を選んだ方にお聞きします。

問10-1 そうお答えになった理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 知り合う機会やきっかけがない	5. あいさつをする程度の関係がよい
2. 周囲で近所づきあいが感じられない	6. その他 ()
3. 近所づきあいをする必要性やメリットを感じない	7. 特に理由はない
4. 近所の人と関わりを持ちたくない	

すべての方にお聞きします。

問11 日々の生活において特に困ったことがあった場合、あなたは、家族や親戚以外では、だれ(どこ)に相談をしますか。(〇はいくつでも)

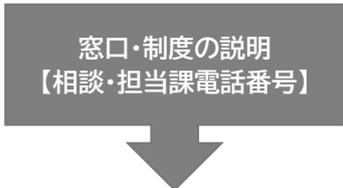
1. 近所の人	7. 校区コミュニティ協議会や自治会の役員
2. 友人・知人(近所の人以外)	8. 校区福祉委員会
3. 職場の人	9. 民生委員・児童委員
4. 保育所や幼稚園、学校の先生など	10. 市役所等にある相談窓口
5. 病院関係者(医師や看護師など)	11. その他 ()
6. ケアマネジャーなど福祉サービスの関係者	12. 相談しない(相談できる人はいない)

問12 もしも、身近に次の〔1〕～〔7〕のようなことがあった場合、あなたはどこに連絡・相談しようと思えますか。それぞれ1～9の中から選んでください。

(1～6の中は〇はいくつでも、7～9の場合は〇は1つ)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
	校区コミュニティ協議会	民生委員・児童委員	校区福祉委員会	校区社会福祉協議会	市役所・児童相談所・地域包括支援センター	警察・交番	その他	学区から相談しない	分かがはしらない	誰かがすると思うので	きこことではない相談するべ
〔1〕 近所で子どもが虐待を受けているのではないか ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔2〕 近所でお年寄りが虐待を受けているのではないか ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔3〕 近所でひとり暮らしのお年寄りをしばらく見かけないが、家の中で倒れているのではないか ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔4〕 認知症だと思われるお年寄りが徘徊している ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔5〕 障害や病気、経済的問題など、何らかの困難を抱えた家庭があり、地域から孤立しているようで心配だ ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔6〕 不審な人が学校周辺や地域をうろついている ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		
〔7〕 近所の人DVを受けているのではないか ⇒	1	2	3	4	5	6 ()	7	8	9		

問13 次の相談窓口や制度などについて、あなたが知っているものはありますか。



〔1〕～〔16〕についてそれぞれ、1～3の中からあてはまるもの1つ選んでください。

		1	2	3	
		知っている	名前は聞いたことはある	知らない	
〔1〕	健康・福祉なんでも相談	⇒ 1	2	3	健康・福祉・介護・子育てなどの総合相談【健康福祉総合相談課内】 072-841-1401
〔2〕	民生委員・児童委員	⇒ 1	2	3	住民の立場に立って福祉や児童についての相談に応じ援助を行う人 072-807-3448【枚方市社会福祉協議会】 072-841-1319【健康福祉政策課】
〔3〕	いきいきネット相談支援センター/コミュニティソーシャルワーカー	⇒ 1	2	3	福祉に関する相談 072-807-3448【枚方市社会福祉協議会】 072-856-9155【ルファルひらかた社協】
〔4〕	健康福祉相談センター（北部リーフ）	⇒ 1	2	3	健康・子育て・福祉に関する相談【北部支所内】 072-851-1220
〔5〕	子どもの育ち見守り室「ととな」	⇒ 1	2	3	■児童虐待に関する相談:050-7102-3220 ■ひきこもり等子ども・若者相談支援センター:072-843-2255 ■ひとり親家庭相談支援センター:050-7102-3227 ■家庭児童相談:050-7102-3221
〔6〕	子どもの笑顔を守るコール	⇒ 1	2	3	■いじめ専用ホットライン (TEL)072-809-7867 (FAX)072-851-2187 ■教育安心ホットライン (TEL)072-809-2975
〔7〕	いじめ相談窓口	⇒ 1	2	3	いじめ相談専用電話 (TEL)072-841-1656 (FAX)072-841-1700 (Email)ijime@city.hirakata.osaka.jp
〔8〕	障害者相談支援センター/枚方市障害者虐待防止センター	⇒ 1	2	3	■障害者相談支援センター…市内各所に窓口があります。詳しくは【障害企画課】へ072-841-1152 ■枚方市障害者虐待防止センター(TEL)072-841-5301(FAX)072-841-5123
〔9〕	枚方市地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）	⇒ 1	2	3	高齢者についての総合相談 072-841-1401
〔10〕	自立相談支援センター	⇒ 1	2	3	経済的に困ったときの相談 072-841-1401
〔11〕	こころの健康相談	⇒ 1	2	3	こころの病気についての相談 (TEL)072-807-7623 (FAX)072-845-0685
〔12〕	ひらかた健康ほっとライン24	⇒ 1	2	3	健康や医療についての相談 0120-513-080
〔13〕	ひらかたいのちのホットライン	⇒ 1	2	3	誰にも言えないいろいろな悩みや気持ちを話せます 072-861-1234
〔14〕	人権なんでも相談	⇒ 1	2	3	人権に関する相談 072-844-8788
〔15〕	枚方市男女共生フロア・ウィル	⇒ 1	2	3	性別に関わりなくいきいきと暮らせる社会づくりを目指す拠点施設 072-843-5636
〔16〕	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」	⇒ 1	2	3	DV被害者の相談 072-841-3134

問14 前の質問にあるような相談窓口で相談したい時に、あったら便利と思うしくみはありますか。

(〇はいくつでも)

1. 自宅からSNSやLINEなどで相談ができる
2. 自宅から現地の職員とリモート（オンライン）を繋いで、対話しながら相談ができる
3. 近くの支所で相談ができる
4. 市役所や支所よりさらに身近な範囲に相談窓口がある
5. 分野が異なる複数の相談が1か所のできる、ワンストップ相談窓口がある
6. その他（)
7. ない・わからない

3. 地域活動やボランティア活動について

地域活動：このアンケートでは、地域で開催される夏祭りや清掃活動などのイベントに参加し、地域でのさまざまな世代の方々とのつながりを持つことや自治会の活動など地域が抱える課題解決への取組を行うことなどを指します。

ボランティア活動：このアンケートでは、自分の興味や関心、自分の時間や生活に合わせて参加できる活動のことを指します。有償・無償は問いません。

問15 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動への参加の状況についてお聞きします。

どの程度参加されているかをそれぞれお知らせください。
(〇は1つずつ)

	毎週参加している	毎月参加している	年に数回参加している	参加していない
[1] 校区コミュニティ協議会・自治会の活動やお手伝い（地域行事やお祭りなどのイベント）	1	2	3	4
[2] 高齢者への支援活動（声かけ等の見守り活動やサロンなど）	1	2	3	4
[3] 子どもへの支援活動（声かけ等の見守り活動や子ども食堂など）	1	2	3	4
[4] 保育・子育てに関する活動（一時預かりや交流会）	1	2	3	4
[5] 障害のある方への支援活動（交流会や手話通訳、点訳など）	1	2	3	4
[6] サークル活動などへの支援、指導	1	2	3	4
[7] 道路や公園などの清掃活動	1	2	3	4
[8] 防災、防犯、交通安全などの活動（パトロールなど）	1	2	3	4
[9] その他（)	1	2	3	4

※ [9] で1～3をお答えになった方は、その具体的な内容をお書きください。

[1]～[9]のいずれか「年に数回以上（1～3）」を選んだ方にお聞きします。

→全て「4.参加していない」方は問16へ

問15-1 実際に活動に参加してみて、よかったと思えることは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 地域の役に立てる、感謝される
2. 充実感や達成感、生きがいを得られる
3. さまざまな人と接することができる
4. 友だちや仲間ができる
5. 自分の知識や経験、特技などを活かせる
6. 心身が健康に過ごせる
7. その他（)
8. 特にない

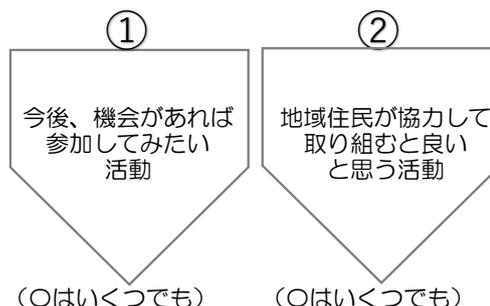
問15-2 活動に参加するなかで、現状の課題としてどういったことを感じますか。(〇はいくつでも)

1. 運営・活動費が不足している(活動資金の調達に苦労している)
2. 活動におけるリーダーへの負担が大きい(後継者の育成が進んでいない)
3. 地域の理解・協力が得られにくい
4. 活動への参加者が少ない
5. 参加者の高齢化(若い世代の参加が少ない)
6. 参加者の募集・受け入れ体制が不十分
7. 活動内容のPR(知ってもらう機会)が不足している
8. 研修の場がない
9. 活動参加者同士の情報交換の場が不足している
10. その他()
11. 特にない

すべての方にお聞きします。

問16 以下の選択肢にあるような、地域活動やボランティア活動について、あなたのお考えをお聞きします。

- ①参加しているかどうかに関わらず、今後、機会があれば参加してみたい活動
 ②あなたが参加したいかどうかに関わらず、地域住民が協力して取り組むと良いと思う活動を、1～9の中からそれぞれいくつでもお選びください。



1. 校区コミュニティ協議会・自治会の活動やお手伝い(地域行事やお祭りなどのイベント)	1	1
2. 高齢者への支援活動(声かけ等の見守り活動やサロンなど)	2	2
3. 子どもへの支援活動(声かけ等の見守り活動や子ども食堂など)	3	3
4. 保育・子育てに関する活動(一時預かりや交流会)	4	4
5. 障害のある方への支援活動(交流会や手話通訳、点訳など)	5	5
6. サークル活動などへの支援、指導	6	6
7. 道路や公園などの清掃活動	7	7
8. 防災、防犯、交通安全などの活動(パトロールなど)	8	8
9. その他	(9)	(9)
10. ない	10	10

※9とお答えの方は、その内容を()内にお書きください。

4. 防災の取組について

- 本市では、災害時において避難に支援が必要な高齢者や障害のある人等（避難行動要支援者）を地域みんなで助けあうための仕組みづくりにつながるよう、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成などを行っています。
- 本市では、小学校や公共施設などの一次避難所を避難場所としています。

問20 地震や風水害などの自然災害が起こったとき、自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。

(○は1つ)

- 知っているし、実際に避難したことがある
- 知っているが、避難したことはない
- 知らない

問21 災害が起こったとき、あなたは、一人で避難できると思いますか。(○は1つ)

- できると思う
- 誰かの声かけ（安否確認）があればできると思う
- できないと思う（誰かの手助けが必要）

問21で「2-3/誰かの声かけがあればできると思う・できないと思う」を選んだ方にお聞きします。

問21-1 その際、身近な存在で避難を手助けしてくれる人は誰ですか。(○はいくつでも)

- 家族・親戚
- 近所の人
- 友人・知人
- 自治会の人
- 自主防災組織
- 消防団
- 民生委員・児童委員
- 校区福祉委員会
- ヘルパーなどの介護職員
- 医療機関の関係者
- その他（)
- 誰もいない

すべての方にお聞きします。

問22 あなたは、日頃から地域の防災訓練等に参加していますか。(○は1つ)

- 参加している
- 都合があれば参加している
- 訓練があることは知っているが、参加していない（実施日を知らない）
- 訓練が行われているかどうかわからない
- 訓練は行われていない

問23 枚方市で災害が発生した際に、支援を必要とする方などへの取組があることを知っていますか。

(○は1つ)

- よく知っている
- 少し知っている
- 聞いたことがある
- まったく知らない

問24 地域における災害時の備えとして、どのような取組が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 防災に関する学習会・講習会
- 日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い
- 防災訓練
- 近隣の危険な箇所の把握（コンクリート塀など）
- 支援を必要とする方などの把握
- 食料・飲料などの備蓄
- 避難場所や避難経路の事前確認
- 防災マップなどで災害警戒区域の事前確認
- その他（)
- わからない

すべての方にお聞きします。

問30 「ひらかた権利擁護成年後見センター（こうけんひらかた）」を知っていますか。

1. よく知っている 2. 少し知っている 3. 聞いたことがある 4. まったく知らない

6. 再犯防止について

- 「再犯防止推進法」第2条では、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者を「犯罪をした者等」といい、犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）を「再犯の防止等」としています。
- 犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、適切な指導や支援を受けることで再犯の防止等を図り、「地域共生社会」「誰ひとり取り残さない社会」を目指します。

問31 枚方市は犯罪のない（少ない）安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。（〇はひとつ）

1. 感じる 2. どちらかといえば感じる 3. どちらかといえば感じない 4. 感じない 5. わからない

問32 次の再犯防止の広報や啓発活動で、知っているものはありますか。（〇はいくつでも）

1. 「社会を明るくする運動」で作文コンテストや映画とのタイアップなどの取組が行われていること
 2. 毎年7月は「再犯防止啓発月間」と定められ、再犯防止に関する様々な広報・啓発活動が行われていること
 3. 枚方・交野地区で更生保護に関する情報の発信を行っている広報誌「みのり」があること
 4. その他の知っているもの（ ）
 5. 知っているものはない

問33 再犯防止に協力する民間協力者がいます。次のような言葉を知っていますか。（〇は1つずつ）

	1	2	3
	役割・名称とも知っている	名称又は役割のいずれかを知っている	名称・役割とも知らない
〔1〕 保護司 ⇒	1	2	3
〔2〕 更生保護女性会 ⇒	1	2	3
〔3〕 協力雇用主 ⇒	1	2	3
〔4〕 BBS会 ⇒	1	2	3

言葉の説明

犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間ボランティア。保護観察対象となった人へ保護観察(更生の為に指導監督、補導援護)を行う。法務省から委嘱。

犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善更生に協力する女性ボランティア。

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。

問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。

問34 犯罪をした者等の立ち直りに協力したいと思いますか。(〇は1つ)

1. 思う 2. やや思う 3. あまり思わない 4. 思わない 5. わからない

問34で「1-2/協力したいと思う・やや思う」を選んだ方にお聞きします。

問34-1 犯罪をした者等の立ち直りに、あなたが協力できると思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 犯罪をした者等にとって継続的に助言や援助をする
2. 協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用する
3. 更生保護施設にお金や金品を寄付する
4. 再犯防止に関するボランティア活動に参加する
5. 広報・啓発活動に参加する
6. インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する
7. その他(具体的に: _____)
8. わからない

7. これからの地域福祉について

問35 地域福祉に関する情報をどこから入手したいですか。(〇は3つまで)

1. 市の広報紙や支所・生涯学習市民センターなどの施設内掲示版やパンフレット
2. 市のインターネット広報、市内各所にあるデジタルサイネージ
3. 市の窓口や電話への問い合わせ
4. 校区コミュニティ協議会や自治会の回覧板
5. 新聞、テレビ、ラジオや地域情報誌
6. 市の広報以外のインターネットやSNS
7. その他(具体的に: _____)
8. 特に希望はない・わからない

問36 地域福祉に関する行政と住民の協働(パートナーシップ)について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(〇は1つ)

1. 社会福祉を実施する責任は行政にあるため、住民が協力することはない
2. 行政サービスで解決できない問題は、住民も協力するべきである
3. 行政と住民が協力しあい、ともに問題解決に取り組むべきである
4. 家庭や地域で助け合うのが基本で、それでも難しい場合に行政が援助すべきである
5. その他(具体的に: _____)
6. わからない

問37 枚方市は令和2年度に「枚方市地域福祉計画（第4期）」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。この4年間で、枚方市の地域福祉への取組はどのように変わったと思いますか。4年前を思い出して比べてお答えください。（〇は1つずつ）

- 〔1〕 課題をかかえた時の相談窓口や支援センターについて見聞きすることが増えた ⇒
- 〔2〕 成年後見制度など権利擁護に関する情報や窓口を見聞きすることが増えた ⇒
- 〔3〕 地域活動やボランティア活動が活発になった ⇒
- 〔4〕 防災マップや防災ネットワークなど災害時の支援体制が進んだ ⇒
- 〔5〕 高齢者や子どもの居場所となる拠点が増えた ⇒
- 〔6〕 福祉や人権についての理解が進んだ ⇒
- 〔7〕 高齢者や子どもや障害者との関わり方について学ぶ場が増えた ⇒
- 〔8〕 生活困窮者への支援の充実（地域やハローワークとの連携による支援など）が進んだ ⇒
- 〔9〕 複雑多様化する地域課題への対応（ダブルケア（※）、8050問題、再犯防止）の取組が進んだ ⇒
- 〔10〕 多文化共生・国際交流等の国際的な取組や多言語による情報提供等市内在外国人の方へのサポートが進んだ ⇒

1	2	3	4	5	6
思と うも そう	うや やそ う思	いど えち なら いも	思あ わま なり そう	わ全 なく いそ う思	を取 組ら のな いこ と
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6

※【ダブルケア】…子育てと介護を同時期に担う状態のこと

問38 最後に、この調査に関するご意見などがありましたら、お聞かせください。（自由記入）

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
 同封の返信用封筒に入れて（切手貼付不要）、**1/31（水）までに**、お近くのポストにご投函ください。
 ※スマートフォンやパソコンからご回答いただいた場合は返信は必要ありません。